

株式交換に係る事前開示書類の変更事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号に基づく

変更後の事項の開示)

2023 年 12 月 25 日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

2023 年 12 月 25 日

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 新野 将司

株式交換に係る事前開示書類の変更事項

当社、株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といいます。）及びその完全子会社である株式会社くふう住まい（以下「くふう住まい」といいます。）は、2023 年 11 月 14 日開催のそれぞれの取締役会において、くふう住まいを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とし、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーの普通株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、くふう住まいとの間で、株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換に関し、当社は、2023 年 12 月 5 日付で、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条の定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、以下のとおり変更いたします。

1. 2023 年 12 月 21 日付で、くふうカンパニーの定款が変更されましたので、「別紙 2」の内容を、別添 1 のとおり変更いたします。
2. 2023 年 12 月 19 日付のくふう住まいの株主総会（書面決議）において、2023 年 9 月期に係る計算書類が承認されましたので、「別紙 4」の内容を、別添 2 のとおり変更いたします。

以上

(別添1)

別紙2 くふうカンパニーの定款

次ページ以降をご参照ください。

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社くふうカンパニーと称し、英文ではKufu Company Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及び外国会社その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る事業
- (2) システム、ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの仲介、代理業
- (3) コンテンツ（文章、音声、画像、動画、コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、編集、販売及び配信及びこれらの仲介、代理業
- (4) 広告事業及びその仲介、代理業
- (5) 出版業
- (6) 不動産の売買、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの仲介、代理業
- (7) リフォーム住宅の設計、施工、請負、管理並びにこれら事業の企画及び仲介、代理業
- (8) 飲食店業
- (9) 宴会、展覧会、各種教室、及び各種イベント等の運営に係る事業
- (10) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、集金の代行業、資金決済に係る事業
- (11) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する事業及び損害保険代理店業
- (12) 各種物品及びサービスの企画、開発、販売、リース、レンタル、輸出入及びこれらの仲介、代理業
- (13) 知育の教材・玩具の制作、販売及び各種教育事業
- (14) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介、代理業
- (15) 古物営業法による古物商
- (16) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (17) 労働者派遣事業及び職業紹介事業
- (18) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (19) 資金決済に関する法律に基づく情報提供サービス及び資金移動業
- (20) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介、代理業
- (21) フランチャイズチェーンへの経営及び技術指導
- (22) 農業及び農業サービス業
- (23) 医薬品の販売
- (24) 宿泊施設、スポーツ施設、及び劇場の運営
- (25) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
- (26) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 当社は、前項各号の事業及び以下の事業を営むこととする。

- (1) グループ会社等の管理に係る業務
- (2) 金融商品、不動産、その他投資商品等への投資及び運用
- (3) 起業家支援、ベンチャー企業支援に係る事業
- (4) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 1 2 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 1 3 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 1 4 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 1 5 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 1 7 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」)は、報酬委員会の決議によって定める。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第31条 当会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(各委員会規程)

第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって役付執行役を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

（事業年度）

第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

2021年10月1日 制定

2022年12月22日 改定

2023年12月21日 改定

(別添2)

別紙4 くふう住まいの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第5期 事業報告書

2022年10月1日から2023年9月30日まで

1. 事業の状況

当事業年度においては、経営統合の初年度として、①Saas事業については人員計画が想定を下回る中でも営業活動を活発に行い、売上増収を達成しました、②メディア事業については当事業年度についても、Googleのコアアップデートの影響をうけて苦戦が続いております、③買取再販事業は不動産市況の変化を捉え、当事業年度中より仕入れを止めて在庫の削減に努めて参りました。また、2023年4月に株式会社しずおかオンラインより、イエタテ事業について譲受を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高及び営業利益は、添付の計算書類のとおりとなりました。

2. 内部統制システムの整備に係る決定又は決議の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

第5期 事業報告書の附属明細書

記載すべき事項はありません。

第 5 期 計算書類

(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

株式会社くふう住まい

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,939,610	流 動 負 債	458,454
現 金 及 び 預 金	502,023	買 掛 金	42,286
売 掛 金	166,609	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	42,930
仕 掛 品	3,133	短 期 借 入 金	140,800
貯 蔵 品	31	1 年 内 償 還 社 債	8,250
販 売 用 不 動 産	645,271	未 払 金	56,293
前 払 費 用	10,237	未 払 費 用	9,884
前 払 金	4,600	資 産 除 去 債 務 (流 動)	516
未 収 利 息	9,969	未 払 法 人 税 等	3,905
短 期 貸 付 金	680,598	未 払 消 費 税	70,120
未 収 入 金	20,401	未 払 利 息	37
立 替 金	148	前 受 金	72,134
仮 払 金	5,770	預 り 金	11,049
貸 倒 引 当 金 (流 動)	△116,369	前 受 賃 料	160
未 収 還 付 法 人 税 等	7,186	仮 受 金	85
固 定 資 産	3,119,784	固 定 負 債	23,512
有 形 固 定 資 産	27,594	長 期 借 入 金	10,480
建 物	17,905	繰 延 税 金 負 債 (固 定)	2,456
建 物 付 属 設 備	4,730	資 産 除 去 債 務 (固 定)	10,575
車 両 運 搬 具	0		
工 具 , 器 具 及 び 備 品	4,958		
無 形 固 定 資 産	114,380	負 債 合 計	481,966
商 標 権	931	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	82,729	株 主 資 本	4,577,428
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,719	資 本 金	90,762
投 資 そ の 他 の 資 産	2,977,809	資 本 剰 余 金	4,530,261
関 係 会 社 株 式	2,713,141	資 本 準 備 金	90,762
出 資 金	30	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,439,498
長 期 貸 付 金	16,250	利 益 剰 余 金	△43,594
長 期 前 払 費 用	19,789	そ の 他 利 益 剰 余 金	△43,594
繰 延 税 金 資 産 (固 定)	203,864	繰 越 利 益 剰 余 金	△43,594
敷 金 差 入 保 証 金	23,780		
破 産 更 生 債 権 等	2,607		
貸 倒 引 当 金 (固 定)	△1,655	純 資 産 合 計	4,577,428
資 産 合 計	5,059,395	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,059,395

損 益 計 算 書
(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,090,862
売上原価		2,248,387
売上総利益		842,475
販売費及び一般管理費		697,749
営業利益		144,726
営業外収益		
受取利息	2,272	
助成金収入	130	
貸倒引当金戻入額	129	
雑収入	703	3,236
営業外費用		
支払利息	5,373	
社債利息	91	
為替差損	11	
支払手数料（営業外）	31,270	36,747
経常利益		111,215
特別利益		
固定資産売却益	13	
抱合株式消滅差益	613,919	613,932
特別損失		
その他特別損失	4,472	4,472
税引前当期純利益		720,675
法人税、住民税及び事業税	3,905	
法人税等調整額	△51,460	△47,555
当期純利益		768,230

株主資本等変動計算書
(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰 余 金	資本剰余金合 計	その他利益剰 余 金	利益剰余金合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	90,762	90,762	4,439,498	4,530,261	△818,128	△818,128	3,802,894	3,802,894
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					768,230	768,230	768,230	768,230
吸収分割による増加					6,303	6,303	6,303	6,303
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	774,533	774,533	774,533	774,533
当 期 末 残 高	90,762	90,762	4,439,498	4,530,261	△43,594	△43,594	4,577,428	4,577,428

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～15年
建物附属設備	10年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、商標権については10年、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	18,087,935株	一株	一株	18,087,935株

3. その他の注記

該当事項はありません。

第 5 期 附属明細書

(2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細
(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物	—	20,131	—	2,226	17,905	17,427	35,332
	建物付属設備	—	4,986	—	255	4,730	724	5,454
	車両運搬具	—	0	—	—	0	14,892	14,892
	工具、器具及び備品	318	6,378	—	1,737	4,958	15,210	20,169
	計	318	31,495	—	4,219	27,594	48,254	75,849
無形 固定 資産	商 標 権	922	270	—	261	931	—	931
	ソフトウエア	65,608	38,952	—	21,832	82,729	—	82,729
	ソフトウエア仮勘定	7,157	60,439	36,877	—	30,719	—	30,719
	計	73,689	99,662	36,877	22,093	114,380	—	114,380

(注) 1. 当期の増加額欄の主なものは、次のとおりであります。

建物	イエタテ事業承継による店舗工事費用	20,131 千円
建物付属設備	イエタテ事業承継による店舗工事費用	4,986 千円
工具、器具及び備品	ノートパソコン	4,556 千円
ソフトウエア	自社利用ソフトウエアの開発	38,952 千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	117,345	458	257	△478	118,024

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	41,517	
給 料 手 当	256,427	
雑 給	8,737	
法 定 福 利 費	42,569	
福 利 厚 生 費	4,461	
通 勤 手 当	4,725	
人 材 派 遣 料	5,634	
採 用 教 育 費	19,096	
貸倒引当金繰入額	△1,253	
貸 倒 損 失	231	
運 賃	152	
広 告 宣 伝 費	1,018	
販 売 促 進 費	759	
旅 費 交 通 費	8,533	
通 信 費	3,449	
消 耗 品 費	12,557	
水 道 光 熱 費	1,458	
保 険 料	309	
新 聞 図 書 費	156	
賃 借 料	291	
地 代 家 賃	28,639	
支 払 手 数 料	38,213	
支 払 報 酬 料	4,833	
業 務 委 託 費	145,628	
外 注 費	2,219	
諸 会 費	547	
会 議 費	488	
交 際 費	431	
減 価 償 却 費	4,304	
仲 介 手 数 料	49,754	
資産除去債務利息費用	4	
租 税 公 課	11,847	
計	697,749	

監 査 報 告 書

2022年10月1日から2023年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年12月14日

株式会社くふう住まい

監 査 役

田 丸 正 敏